

国の講すべき施策として雇用対策法に規定することが考えられる事項
(議論のたたき台)

1 現在の規定事項（第4条第1項）

- ① 各人がその有する能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び産業の必要とする労働力を充足するため、職業指導及び職業紹介の事業を充実すること。（第1号）
- ② 各人がその有する能力に適し、かつ、技術の進歩、産業構造の変動等に即応した技能を習得し、これにふさわしい評価を受けることを促進するため、及び産業の必要とする技能労働者を養成確保するため、技能に関する訓練及び検定の事業を充実すること。（第2号）
- ③ 就職が困難な者の就職を容易にし、かつ、労働力の需給の不均衡を是正するため、労働者の職業の転換、地域間の移動、職場への適応等を援助するために必要な措置を充実すること。（第3号）
- ④ 離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を促進するために必要な施策を充実すること。（第4号）
- ⑤ 高年齢者の職業の安定を図るため、定年の引上げ及び継続雇用制度の導入の円滑な実施を促進するために必要な施策を充実すること。（第5号）
- ⑥ 不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態の改善等を促進するために必要な施策を充実すること。（第6号）
- ⑦ その他労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようになるために必要な施策を充実すること。（第7号）

2 新たに国の講すべき措置として規定することが考えられる事項

- ① 若年者対策
- ② 労働力確保や良好な雇用機会の創出のための雇用管理の改善
- ③ 女性に係る対策
- ④ 年齢に関わりなく働き続けることができる社会の実現(1の⑤を発展)
- ⑤ 障害者雇用対策
- ⑥ 地域雇用対策
- ⑦ 外国人労働者対策
- ⑧ 不安定な雇用状態の是正を図るための雇用形態、就業形態の改善 (1の⑥を発展)
- ⑨ 失業の予防

※1 ⑨については、雇用政策研究会報告においては取り上げられていないが、雇用保険法の目的規定にも規定されるなど、雇用政策の基本施策の一つであり、盛り込むことが考えられる。

※2 パートタイム労働者対策、派遣労働問題等他の分科会・部会での専門的な検討が必要な問題については、他の分科会等における議論の結論等を踏まえて検討することが必要であり、今回の見直しに含めることは難しいものと考えられる。